

キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区

まちづくりニュース

Vol. 36



返還に関する説明会を開催しました!

現在の状況

① 平成27年3月(予定)の返還が発表されました

- 平成26年1月7日に、沖縄防衛局から「西普天間住宅地区の返還の見通し」が通知され、平成27年3月に返還見込みとされる区域(約51ha)が明らかになりました。
- 返還対象となる土地については、個別に防衛局から通知された通りです。

② 返還に関する説明会を開催しました

- 平成26年1月19・25・26日に、喜友名公民館、普天間三区公民館、新城公民館において、沖縄防衛局、宜野湾市及び地主会で、返還に関する説明会を開催しました。
- 説明会の内容は、次頁以降に示した通りです。
- 都合により説明会に出席できなかった方に対しては、当日配布資料を別途お送りしています。

③ 土地利用計画(素案)を作成し、アンケート調査を実施しました

- 市で検討中の土地利用計画(素案)について、皆様のご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施しています。
- アンケート調査の期限は2月10日としていましたが、なるべく多くの方のご意見をお伺いしたいので、まだご回答になられていない方は、早急にご回答くださいますようお願いいたします。

④ 防衛局が、「昔の西普天間住宅地区の情報」を求めています

- 説明会でも案内された通り、西普天間住宅地区の全部について支障除去(不発弾の除去や、汚染物質等の除去)を実施するために、例えば、「昔、米軍が廃棄物を埋めていた」等の情報をお持ちでしたら、沖縄防衛局まで情報提供をお願いします。

Q. 先行取得はいつから実施するのか?

A. 西普天間住宅地区の土地の先行取得は、来年度(平成26年度)から実施するよう準備を進めています。

Q. 100㎡未満の土地は、先行取得されないのか?

A. 法令で、100㎡未満の土地は、先行取得の対象になりません。ただし、1筆の面積が100㎡未満でも、隣接した土地の合計が100㎡以上であれば、対象となります。

5. 土地利用計画(素案)について

Q. 国道58号にアクセスする道路は、どうなるのか?

A. 市の考えとして、西普天間住宅地区から国道58号にアクセスする道路が必要と考えています。しかし、返還時期の違い等により、西普天間住宅地区と同時期の整備は難しい可能性があります。(市)

インダストリアルコリドー地区の早期返還など、米国側と調整を進めていきたいと考えています。(防衛局)

Q. 市が作成した土地利用計画(素案)は、細かなゾーンが多すぎるのではないのか?

A. 今回の土地利用計画(素案)は、立地する可能性があると考えられるゾーンを配置しています。今後、地権者の皆様のご意向や、進出企業の意向、土地の需要と供給のバランス等も見ながら精査していきます。(市)

4. 閉会挨拶の概要

■ 地主会副会長

キャンプ瑞慶覧はこれまで、平成19年度末を目途に返還とされ、平成14年から返還に向けた検討を進めてきました。しかし、平成19年度末には返還されず、最近の説明会の参加者も15名~20名と非常に少なくなっていました。

今回の説明会では、多くの方にご参加いただき、大変嬉しく思います。

今後、返還まで期間が無い中で、跡地利用の計画を策定する必要があります。そこで、短い時間の中で調整を進められるようにするため、地主会では、総合事務局、沖縄県、宜野湾市、防衛局と協議会の設置を要望し、既に3回の協議会を開催しています。

関係機関には、跡地の特性を踏まえ、嘉手納以南の大規模返還の模範となるような進め方を提案して頂きたいとお願いしています。また、地主会では、喜友名、新城、安仁屋、普天間の支部長にも協議会に参加して頂いており、地権者に悔いが残らないように、地権者の意見を国、県、市に伝えていきます。

国、県、市も、地権者の意見を聞きながら跡地利用を進めていきたいとのことなので、皆様のご協力をお願いいたします。



宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

TEL: 098-893-4411 (内線 308) FAX: 098-892-7022 (担当: 仲村・塩川)

返還に関する 説明会の報告

1. 説明会の概要

説明会は、1月19・25・26日の3日間にわたって開催し、対象者659名に対し265名の参加がありました。

【出席者数】

日程	場所	出席者数
1/19(日)	喜友名公民館	地権者 100名・家族等 20名
1/25(土)	普天間三区公民館	地権者 96名・家族等 20名
1/26(日)	新城公民館	地権者 74名・家族等 20名
合計	地権者 265名(延べ270名)	家族等 60名



【説明内容】

1. 開会挨拶(宜野湾市・防衛局)
2. 返還ラインの確定等について(防衛局)
3. 跡地利用に向けた取り組み状況について(宜野湾市)
4. 質疑応答・意見交換
5. 閉会挨拶(地主会)

2. 開会挨拶の概要

■ 宜野湾市基地政策部長

キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区は、平成27年3月に返還されることとなりました。返還後の跡地利用計画の策定に向けては、地権者の皆さんの意向確認が重要となります。

今回、市では土地利用計画(素案)を作成しましたが、皆さんのご意見をお聞きしながら、来年度に計画を具体化していきたいと考えています。皆様のご協力をお願いいたします。



■ 沖縄防衛局管理部長

平成25年4月に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が発表され、「嘉手納以南の土地の返還計画」が示されました。その中で、西普天間住宅地区は、大規模な返還として最も早い返還となります。

西普天間住宅地区は、平成27年3月に米国から日本に返還された後、防衛局で土地を預かり、同地区の全部について、不発弾除去など様々な支障除去を実施し、防衛局の責任で綺麗にしてから皆様に土地を引き渡しします。

今回、初めて地権者の皆様に直接説明させて頂く機会となりました。今後も、返還や支障除去など、それぞれの時期に説明をしていきたいと考えています。

皆さんのご意見をお聞きしながら、安心、安全な返還を実施したいので、地主会や市を通じてでも、防衛局に直接でも良いので、皆さんのご意見を寄せてください。



3. 質疑応答の概要

1. 現地立会いについて

Q. 自分の土地がどこにあるのか、どのような状況なのか知りたい。現地で立ち会い確認することはできますか？

A. 西普天間住宅地区は米側から国に返還され、跡地利用特措法に基づき国が支障除去措置が完了した後、地権者の皆様に土地の引渡しを行うこととなります。その際には、地権者の皆様の立ち会いの下、引渡しされる土地を確認できるようにします。(防衛局)

2. 支障除去について

Q. 汚染の除去について、アスベストの処理方法や、周辺への影響も含め不安に感じている。2～3年程度で完全に環境をきれいにすることは可能なのか疑問に思う。

A. 西普天間住宅地区の境界フェンスの設置に伴い撤去される建物2棟にアスベストが使用されていたことから、沖縄県(中部保健所)や厚生労働省(労働基準監督署)と調整しながら、法令等に基づき適切に除去作業を進めていきます。

また、支障除去措置に必要な期間は、アワセゴルフ場や北谷の事例を参考に2～3年程度ではないかと想定しています。仮に5～6年かかることになれば、5～6年かけて対応することになります。

なお、同地区の全部について支障除去措置を実施するために、昔の西普天間住宅地区の情報をお持ちの方は、防衛局まで情報提供をお願いします。(防衛局)

3. 給付金制度について

Q. 土地の引渡日から3年以内に区画整理の認可がなければ、特定給付金はどうなるのか？

A. 土地の返還後、引渡日までの支障除去期間中は、賃借料に代わり「支障除去期間補償金」を支払います。引渡日の後、土地を使用しておらず、かつ、土地による収入も得ていない場合は、3年間は「給付金」が支給され、さらに、この給付金期間中に区画整理の認可がされた場合に、「特定給付金」が支給されます。しかし、給付金期間中に区画整理の認可がされなかった場合には、「特定給付金」は支給されません。(防衛局)

支障除去期間と給付金期間を合計すると、5～6年間あります。その期間内にまちづくり計画を策定し、事業費や減歩率などの事業計画を策定して、地権者の合意形成を図り、沖縄県から区画整理の認可を受ける必要があります。区画整理は事業期間が長い事業なので、特定給付金を受給しながら事業を進められるように、皆さんのご協力をお願いします。(市)

※「給付金」「特定給付金」は年間1千万円を限度

4. 先行取得について

Q. 先行取得に応じる人が少なければどうなるのか？

A. 西普天間住宅地区は斜面地が多く、そのままでは地権者負担が大きいため、公園用地に充てるための土地の先行取得を実施します。急斜面地は、宅地として利用することが難しいので、もしも、土地の先行取得に応じる人が少なければ、減歩率が高くなる可能性があります。(市)